

西宮市学童等腎臓検診審議会委員の委嘱の件

下記のとおり西宮市学童等腎臓検診審議会委員の委嘱をするにあたり、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条2項の規定により、令和元年5月16日に教育長の臨時代理により決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和元年6月12日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

記

1 委嘱の理由

前任者は辞任の願い出（遠方に転勤のため）により平成31年3月31日付解嘱した。このたび後任者が決定したため委嘱する。

2 委嘱

- (1) 被委嘱者 西岡 隆文
- (2) 委嘱年月日 令和元年5月16日
- (3) 任期 令和元年5月16日から令和2年6月30日まで

(参考)

○西宮市附属機関条例（抜粋）

(委員)

第2条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。

4 委員は、2回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(西宮市学童等腎臓検診審議会の特例)

第46条の2 第2条第4項の規定は、西宮市学童等腎臓検診審議会（以下この条において「審議会」という。）の委員には、適用しない。

(以下省略)

別表（抜粋）

| 附属機関の属する執行機関等 | 根拠規定 | 附属機関 | 担当事務 | 委員総数の上限 | 構成 |
|---------------|-----------------|---------------|--|---------|-------------------------------------|
| 教育委員会 | 地方自治法第138条の4第3項 | 西宮市学童等腎臓検診審議会 | 西宮市立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における学校腎臓検診事業に関する審議 | 16人 | 学識経験者 医師 関係検診機関職員 関係行政機関職員 |

西宮市学童等腎臓検診審議会委員の被委嘱者一覧

被委嘱者(令和元年5月16日付委嘱)

| 連番 | 区分 | 名前 | 所属 | 在任期間 |
|----|-------|-------|--------|------|
| 1 | 学識経験者 | 西岡 隆文 | 兵庫医科大学 | 1期目 |